

# 学 費 等 に つ い て

茨城県立石下高等学校に入学・在籍される方の入学料，授業料及び学校徴収金の額は次のとおりです。

## 1 入学料等について（平成 20 年度）

入 学 料	5,650円	入学料納付書にて3月中に納付
1 学年諸経費	20,000円	入学式当日に徴収

\*教科書・体育着代として 約30,000円がかかります。

## 2 授業料及び学校徴収金について（月 額）

学 年	授業料	学校徴収金				合 計
		PTA 会費	後援会費	生徒会費	学年費	
1 年生	9,900円	600円	150円	650円	7,000円	18,300円
2 年生	9,900円	600円	150円	650円	7,000円	18,300円
3 年生	9,600円	600円	150円	650円	7,000円	18,000円

原則，口座振替（指定された銀行口座からの自動引落としによる方法）による納入をお願いしています。

### 【平成 20 年度の引落日】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1 年生		5/12	6/10	7/10	8/11	9/10	10/10	11/10	12/10	1/13	2/10	3/10
2 年生	4/10	5/12	6/10	7/10	8/11	9/10	10/10	11/10	12/10	1/13	2/10	3/10
3 年生	4/10	5/12	6/10	7/10	8/11	9/10	10/10	11/10	12/10	1/13	2/10	

残高不足により引落としができないケースがかなりの件数になっています。

引落日の前日には必ず指定銀行口座の残高確認をお願いします。

## 3 督促等について

納期限までに納入されなかった場合は，茨城県授業料徴収事務取扱要項に基づき，家庭訪問や保証人への督促等の実施，さらには，出校停止や退学処分を行うこともあります。

また，長期滞納のケースについては，民事訴訟法第382条に定める支払督促の申立てを裁判所に行いますので，ご注意願います。

## 4 授業料免除について

次のような場合は，授業料の免除を受けることができます。

生活保護法の規定による保護を受けるに至ったとき。

災害・疾病・失業・生業不振その他の理由により生活困難となったと認められるとき。

その他，教育委員会規則で定めるところにより免除する必要があると認められるとき。

詳しくは，事務室までお問い合わせください。